

太田市スポーツ推進委員規則をここに公布する。

令和7年3月17日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第20号

太田市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、太田市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進に関し次に掲げる職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成に務めること。
- (3) 太田市又は太田市教育委員会が主催し、又は後援するスポーツの行事若しくは事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 市民のスポーツに関する理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する事項は、市長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、45人以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及びその職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間とし、増員により選任された委員の任期にあつては、他の委員の残任期間と同一の期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、同項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。

(服務)

第6条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

(研修)

第7条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に太田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定に伴う関係規則の廃止に関する規則（令和7年教育委員会規則第1号）による廃止前の太田市スポーツ推進委員規

則（平成２３年教育委員会規則第１３号）の規定により委嘱されているスポーツ推進委員は、第４条の規定により、この規則の施行の日に市長が委嘱したスポーツ推進委員とみなす。この場合において、当該スポーツ推進委員の任期は、第５条第１項の規定にかかわらず、廃止前の太田市スポーツ推進委員規則の規定によるスポーツ推進委員の残任期間とする。